

# 特許文書分科会

IRD国際特許事務所 谷川英和

2017/3/8

# 目次

1. はじめに

2. 取り組み内容

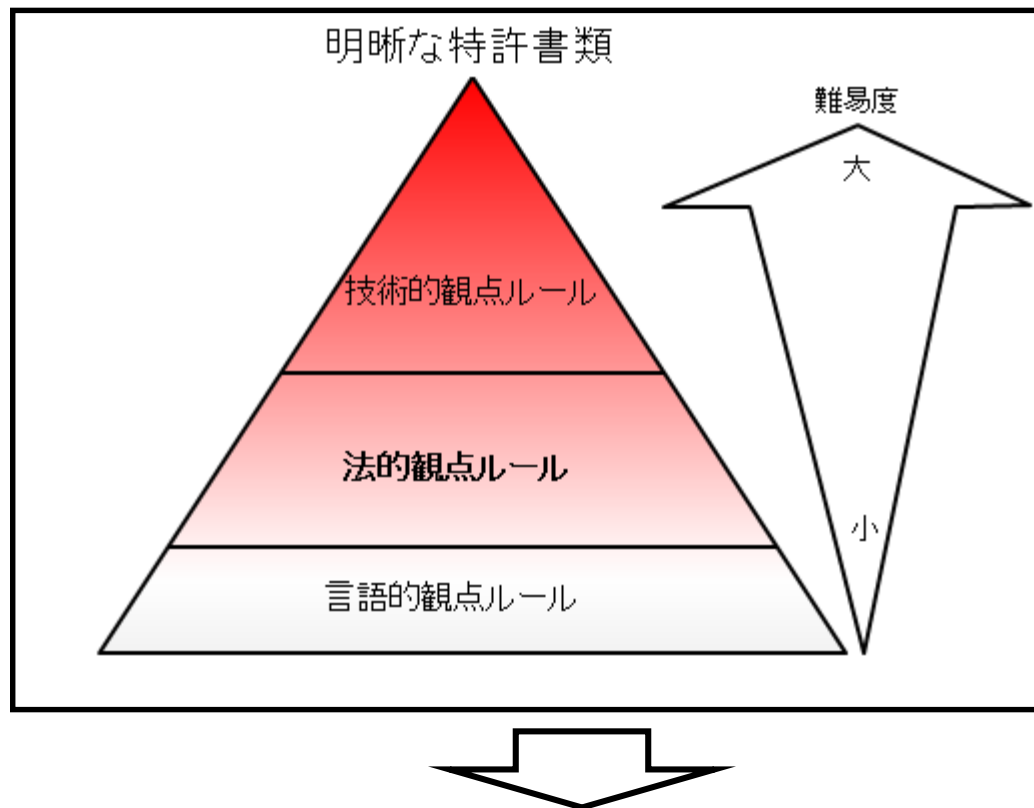
2-1. 他の対象の品質

2-2. 特許文書品質

3. 今後

## 1-1. 昨年の取り組み「36条ルール化検討会議」

### 明晰な特許書類に向けてのルール抽出



特許法第36条違反の中で約7割を占め、最も割合が大きい「特許法第36条第6項第2号」違反の拒絶理由について、違反内容および違反対象の2つの観点から、階層的な違反類型を抽出した。

# 1-2. 委員

(五十音順・敬称略)

1	委員	安彦 元	ミノル国際特許事務所 所長 弁理士
2	委員	岩永 勇二	平田国際特許事務所 副所長 弁理士
3	委員	岩村 卓成	株式会社日立製作所 知的財産本部 知財マネジメント本部 知財第二部 主任技師
4	委員	志摩美裕貴	株式会社大塚製薬工場 知財・法務部 係長
5	委員 (主査)	谷川 英和	IRD国際特許事務所 所長・弁理士
6	委員	的場 成夫	有限会社夢屋 代表取締役 的場特許事務所 弁理士
7	委員	横山 淳一	伊東国際特許事務所 所長代理 弁理士
8	委員	黒川 恵	阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士
9	委員	横井 巨人	一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 調査研 究部長
10	委員	白土 博之	一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 研究企 画課長
11	事務局	荻野 孝野	株式会社日本システムアプリケーション 言語処理グループ 主任研究員
12	事務局	三橋 朋晴	一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 研究管 理課長
13	事務局	埴 金治	一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 研究管 理部

## 2. 今年度からの取り組み

特許文書の品質とは？

2. 取り組み内容

# 2-1. 他の対象の品質①(システム開発文書品質)

品質特性	品質特性の説明	品質副特性	品質副特性の説明	測定項目
完全性	開発に必要十分な情報が記載されていること	合目的	読み手と目的を明示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の読み手(開発技術者, テスト技術者, 発注者など)の明示</li> <li>・文書の使用範囲(提出先, 配布先, 開示範囲)の明示</li> <li>・文書の読み手に要求する条件(開発経験, 保有スキルなど)の明示</li> <li>・開発の目的の明示(開発の範囲を含む, 例: 要求仕様書に開発の目的を書く)</li> <li>・開発文書の目的の明示(例: 実装に加えて将来の改訂開発を想定した設計書)</li> <li>・記述単位(章・節・項・段落・図・表)の目的の明示</li> <li>・関連情報(工程, 入力文書など)の明示</li> </ul>
			目的に合致した内容を記述している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述内容が文書の目的に合致</li> <li>・個々の記述単位(章・節・項・段落・図・表)の内容が各目的に合致</li> <li>・目的を達成するために必要な, 情報, 条件および項目の記載</li> <li>・目的を達成するために, 理解しておくべき方針や意図の記載(例: 設計書には設計方針を書くことを推奨する)</li> <li>・記述に漏れが無い</li> <li>・目的に適合する内容のみの記載</li> <li>・読み手の条件(開発経験, 暗黙知など)を満たせば, 読み手が目的を達成できる内容</li> </ul>
		正確	記述内容が正しい	・技術が正しく, 実現可能
		妥当	記述内容が妥当である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発プロジェクトが許容する資源の範囲で開発可能</li> <li>・TBDを解消する決定時期・決定方法の明記</li> </ul>
論理性	論理的に整合が取れていること	無矛盾	論理的な衝突(矛盾)がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目間の矛盾がない</li> <li>・条件間の矛盾がない</li> </ul>
		一貫	論理展開が合理的で一貫している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位と下位と, 原因と結果とが対応</li> <li>・理由または根拠の明記</li> <li>・記述間や文書間の整合性がとれ, 追跡可能</li> </ul>
		構造	内容の整理が合理的・体系的である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体像を明示した後に詳細が記述されている(目次, 全体構造の提示など)</li> <li>・記述単位の見出しと内容とが合致</li> <li>・粒度が揃っている</li> <li>・階層が合理的(例: 木構造, is-a, has-aなどを適切に使い分ける)</li> <li>・内容に関する無駄な重複がない</li> </ul>

(参考)システム開発文書品質特性v1.0

## 2. 取り組み内容

### 2-1. 他の対象の品質①(システム開発文書品質)

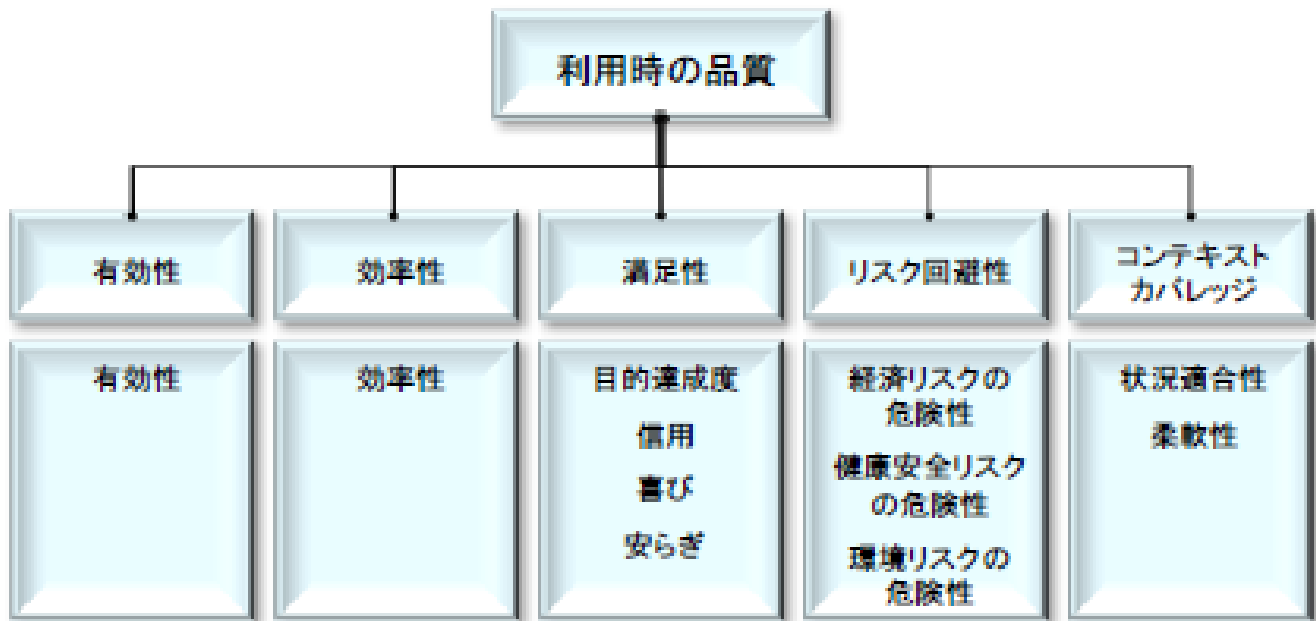
理解容易性	理解しやすいこと	非曖昧	一意に解釈できる(一意性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の解釈が成り立たない</li> <li>例1:複数の解釈が成り立つ接続語、否定表現などが利用されている(「～し(帰結・追加)」「すべて～でない(全部・部分)」)</li> <li>例2:係り受け(修飾する・される)の関係が明確でない</li> </ul>
			動作または状態を特定できる(具体性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>動作や状態などを特定</li> <li>例:動作(「処理する」「制御する」など)、状態(「正常」「異常」など)、性質(「速い」「大量の」など)</li> <li>値や範囲などを定義</li> <li>専門用語や略語などの用い方を定義</li> </ul>
		関係	各情報間の関係が明確である	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照先や引用元を正しく明示</li> <li>既知の知識に関連付く手がかりの記述</li> <li>宣言や定義には、その理由や根拠の記述</li> </ul>
可読性	読みやすいこと	簡潔	短文で、かつ簡潔に記述している	<ul style="list-style-type: none"> <li>一文一義</li> <li>修飾語と被修飾語の距離が短い</li> <li>できるだけ肯定表現を使用し、二重否定は使用しない</li> <li>記述に重複がない</li> </ul>
		統一	表記・表現方法および表現上の視点が統一されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>文体(例:ですます調、である調など)、用語および表記法の統一</li> <li>視点の統一(例:主語をシステムに統一して記述する)</li> </ul>
		表記工夫	内容の理解と解釈を助けるために、表記上の工夫がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>箇条書きまたは図表を適切に使用</li> <li>インデント、改行および空行の使用による読みやすさの向上</li> <li>読点の適切な使用による文章構成の明確化</li> <li>読みやすいレイアウトやフォント種の使用</li> <li>不必要なカタカナ表現を使用しない</li> </ul>
規範適合性	記述が文法や規則に則していること	文法適合	言語の文法に則している	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤字脱字がない</li> <li>主語と述語と、かつ、目的語と述語とが対応</li> <li>接続詞、助詞などを正しく使用</li> </ul>
		記法適合	各種の設計表記法(状態遷移表、UMLなど)や標準記法などに則している	<ul style="list-style-type: none"> <li>箇条書きのルールに適合</li> <li>図の記載ルールに適合</li> </ul>
		基準適合	組織で定められた基準または標準に則している	<ul style="list-style-type: none"> <li>テンプレートに準拠</li> <li>適用すべき基準または標準に準拠</li> </ul>
				(注)上記の測定項目は例である。システム開発文書品質の測定を行う際にはカスタマイズすること。

(参考)システム開発文書品質特性v1.0

# 2-1. 他の対象の品質②(ソフトウェア品質)

経済産業省 ソフトウェアメトリクス高度化プロジェクト プロダクト品質メトリクスWG  
「システム/ソフトウェア製品の品質要求定義と品質評価のためのメトリクスに関する調査報告書」

## (1) 利用時の標準品質モデル

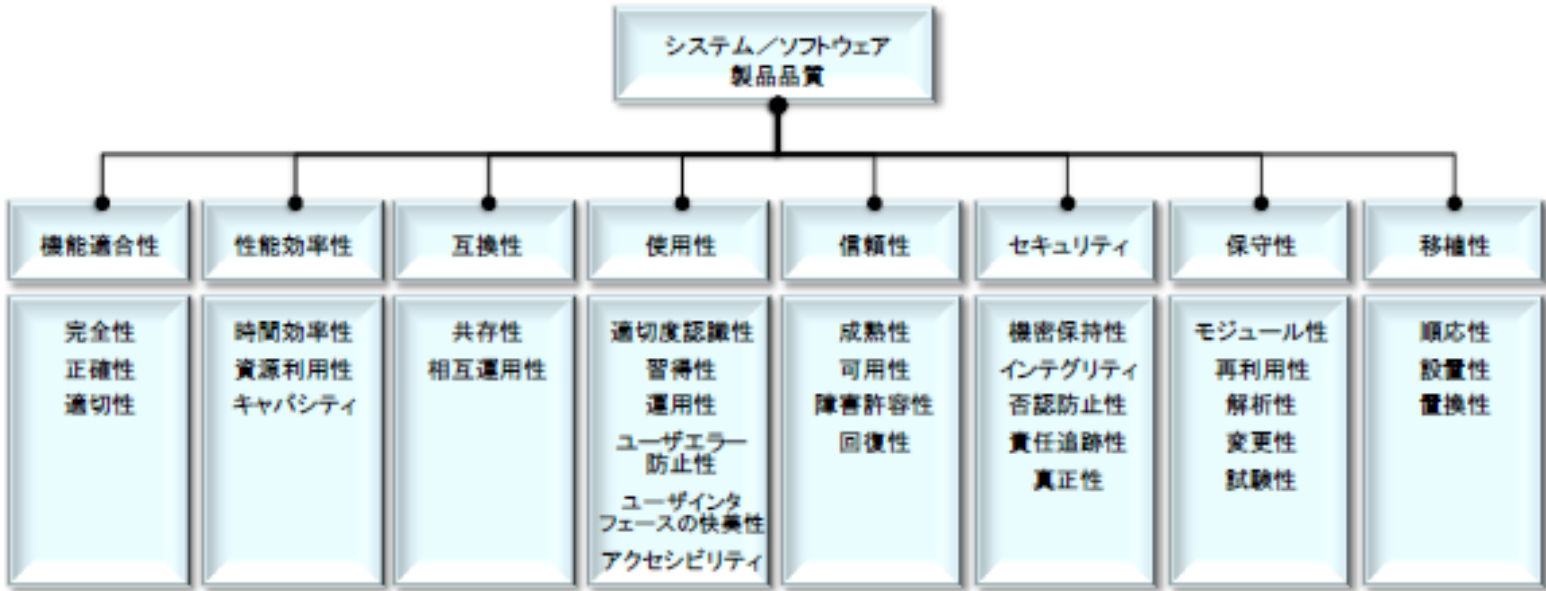


利用時の品質(Quality in Use)モデル<sup>5</sup>



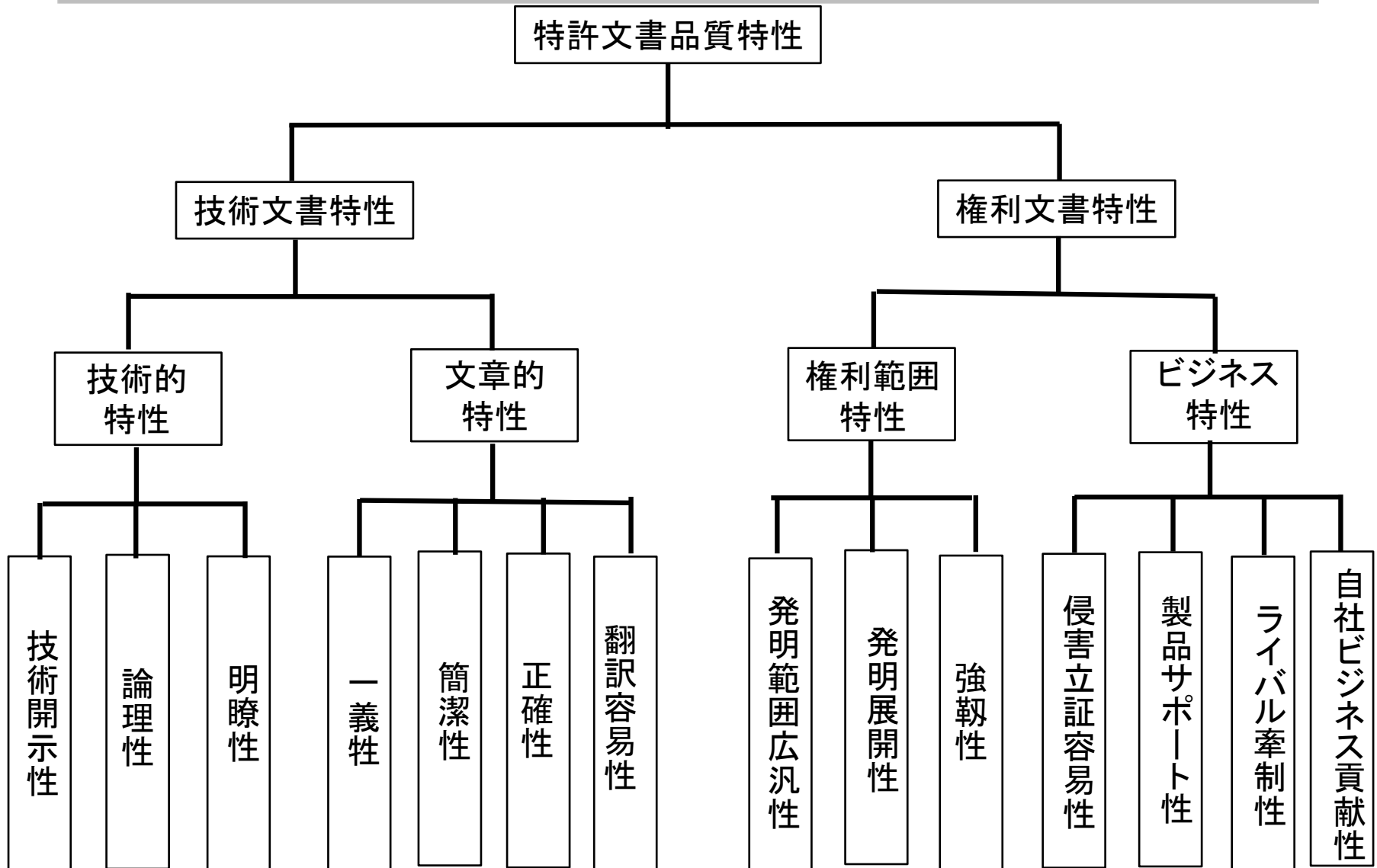
# 2-1. 他の対象の品質②(ソフトウェア品質)

## (2)システム・ソフトウェア製品の標準品質モデル



システム/ソフトウェア製品の品質 (System and Software Product Quality) モデル<sup>8</sup>

# 2-2. 特許文書品質特性



## 2. 取り組み内容

# 2-2. 特許文書品質

品質特性			品質特性の説明	パラメータ 評価方法等	評価者 評価対象	出願前 の代理 人による 品質保 証
大分類	中分類	小分類				
文献 特性	意味 的 特 性	技術開示性	発明が十分に説明されている度合い。特許法が要求しているサポート要件、実施可能性を満足している度合い。	実施の形態の数、図面数等が多いほど高い	明細書	A
		論理性	論理的である度合い(例えば、クレームと明細書のストーリーとの技術的因果関係が明瞭であること、背景・従来技術・課題・解決手段・効果等のストーリーの筋が通っている度合い)		明細書 請求の範囲	A
		明瞭性	発明の説明が明瞭である度合い		明細書	A
	文章 的 特 性	可読性	読みやすさの度合い	主語の無い文が多いほど低い、長文や複文が多いほど低い、多義的な文が多いほど低い	明細書 請求の範囲	A
		翻訳容易性	他言語への翻訳のしやすさの度合い	主語の無い文が多いほど低い、長文や複文が多いほど低い、多義的な文が多いほど低い	明細書 請求の範囲	A
		文正確性	誤記・技術的誤りが出現する度合い	誤記が多いほど低い	明細書 請求の範囲	A
権利 特 性	権利 範 囲 特 性	発明範囲広汎性	発明の本質が抽出されており、無用な限定が無い度合い。権利範囲の広さの度合い	独立項の発明特定事項数、文字数などが少ないほど高い	請求の範囲	A
		発明展開性	発明が十分に展開されている度合い。	クレーム数、クレームツリーのネストレベルなどが多いほど高い コンビネーション・サブコンビネーションなどの数が多いほど高い	請求の範囲	A
		発明特定性	発明が適切なカテゴリでクレームされている度合い	カテゴリが多いほど高い	請求の範囲	A
	権利 安 定 性 特 性	強靱性	拒絶、無効になりにくい度合い		明細書 請求の範囲	A
	ビ ジ ネ ス 特 性	侵害立証容易性	侵害の立証が容易である度合い		請求の範囲	B
製品サポート性		自社または他社の製品をカバーできる度合い		請求の範囲	C	
ライバル牽制性		ライバルを牽制できる度合い		請求の範囲	C	
自社ビジネス貢献性		自社のビジネスに貢献できる度合い		請求の範囲	C	



## 3. 今後

- 品質特性のさらなる検討
- 品質特性の詳細説明の追記・改善
- パラメータ、評価方法等の検討
- 評価目的・評価のシチュエーション別の重要度検討
- 特許文書品質の普及に向けた方策の検討